

# 山梨県犯罪被害者等支援条例の概要

**第1条 目的** この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする

**第2条 定義** ①犯罪等 ②犯罪被害者等 ③犯罪被害者等支援 ④二次被害 ⑤民間支援団体

**第3条 基本理念**

- 1 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の緊密な連携及び協力の下で行うものとする

**第4～7条 各主体の責務**

○**県の責務**（第4条）

- 1 支援に関する総合的な施策の策定・実施
- 2 市町村の支援施策策定・実施時における情報提供・助言等
- 3 二次被害が生ずることのないよう十分配慮し、防止する

○**県民の責務**（第5条）

被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する支援に関する施策に協力するよう努めなければならない

○**事業者の責務**（第6条）

- 1 被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たり、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する支援に関する施策に協力するよう努めなければならない
- 2 従業員又はその家族が犯罪等により被害を受けた場合には、当該従業員又はその家族がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、雇用の継続、労働時間、休暇等について十分配慮するよう努めなければならない

○**民間支援団体の責務**（第7条）

支援に関する専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、国、県及び市町村が実施する支援に関する施策に協力するよう努めなければならない

**第8条 支援体制の整備**

- 1 支援に関係する者と緊密に連携・相互に協力し、総合的な支援体制を整備する
- 2 支援体制を整備するに当たり、被害者等が支援に関係するいずれの機関・団体に支援を求めた場合においても、必要とする支援が受けられるよう努める

**第9条 協議会の設置**

- 1 県、関係機関等により組織される協議会を置く
- 2 情報共有、支援に係る取組の状況の報告及び支援に関する施策についての協議を行う

**第10条 犯罪被害者等支援計画**

- 1 支援に関する計画を定める
- 2 支援計画は、次に掲げる事項について定める

①支援に関する基本的な方針 ②支援に関する具体的な施策 ③その他必要な事項

- 3 支援計画を定めるに当たり、あらかじめ、被害者等、市町村及び民間支援団体の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる
- 4 支援計画を定めたときは、遅滞なく公表する
- 5 支援計画の変更について準用
- 6 毎年度、支援計画に基づく施策等の実施状況について、公表する

**第11～28条 基本的施策**

○**相談、情報の提供等**（第11条）

被害者等の相談に応じ、必要な情報提供・助言を行い、支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずる

○**損害賠償の請求に関する支援**（第12条）

損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るため、被害者等が行う損害賠償請求に関する情報提供・助言その他の必要な施策を講ずる

○**経済的負担の軽減**（第13条）

必要な経済的支援を行うよう努めるとともに、被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずる

○**保健医療サービス及び福祉サービスの提供**（第14条）

- 1 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずる
- 2 被害者等が18歳に満たない者その他の精神的に未成熟である者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努める

○**安全の確保**（第15条）

一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導・助言、被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずる

○**居住の安定**（第16条）

県営住宅入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずる

○**雇用の安定等**（第17条）

被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、職場環境の整備・改善等の支援を推進することができるよう、情報提供、啓発その他の必要な施策を講ずる

○**刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供**（第18条）

刑事手続及び進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずる

○**保護、捜査等の過程における配慮等**（第19条）

被害者等の心身の状況、置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練・啓発活動、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講ずる

○**大規模事案等における支援**（第20条）

死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案により被害を受けた者等に対して支援を行う緊急の必要があるときは、市町村、民間支援団体その他の支援に関係する者と協力して、当該事案に対応するための態勢を整え、及び当該事案により被害を受けた者等に対して情報の提供、病院への付添い、心理に関する支援その他の必要な支援を当該事案の発生後直ちに実施する

○**県内に住所を有しない者等に対する支援**（第21条）

- 1 県内で発生した犯罪等により被害を受けた者等が県内に住所又は居所を有しない場合には、支援に関係する者と連携して、相談に応じ、情報提供・助言その他の必要な施策を講ずる
- 2 当該被害者等が住所又は居所を有する都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体その他の支援に関係する者と連携する

○**県民の理解の増進等**（第22条）

- 1 被害者等の置かれている状況、配慮の重要性、支援の必要性等について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、被害者等が地域社会において孤立することのないよう、広報活動、啓発活動及び教育活動の充実その他の必要な施策を講ずる
- 2 年齢、発達段階、障害の程度、被害を受けた犯罪等の性質等の事情により自ら被害を受けた旨を申し出ることが困難な被害者等が必要な支援を受けられるよう、啓発活動、被害について相談しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずる

○**学校における教育の実施等**（第23条）

被害者等の置かれている状況、配慮の重要性、支援の必要性等について理解を深めるための教育、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずる

○**人材の育成等**（第24条）

支援に従事する者を育成するための研修の実施、支援に関する活動への県民の参画を促進するための取組その他の必要な施策を講ずる

○**調査研究**（第25条）

支援に関する情報の収集、分析等の必要な調査研究を行う

○**民間支援団体等に対する支援**（第26条）

民間支援団体その他の支援に関係する者が適切かつ効果的に支援を行うことができるよう、支援に関する情報提供・助言その他の必要な施策を講ずる

○**個人情報の適切な管理**（第27条）

支援に従事する者に対し、支援に係る個人情報の保護の重要性を理解させ、適切に管理するよう求める

○**財政上の措置**（第28条）

必要な財政上の措置を講ずるよう努める